

## 犬山市民間非木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準非木造住宅の耐震診断を行う者に対し、その費用の一部を交付する犬山市民間非木造住宅耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 旧基準非木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、犬山市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成30年要綱第33号）第2条第1号に規定する木造住宅以外のもの（型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等の特殊な構造のものを除く。）をいう。
- (3) マンション 共同住宅のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。
  - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
  - イ 延べ面積が、1,000平方メートル以上であること。
  - ウ 地階を除く階数が3階以上であること。
- (4) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第1項に規定する基本方針のうち、同条第

2項第3号に掲げる事項に基づき実施する耐震診断及び第三者による耐震改修計画に関する評価、判定等をいう。

- (5) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（以下この号において「一級建築士」という。）及び同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、同法第3条第1項各号に掲げる建築物の耐震診断を行う場合にあつては、一級建築士で、かつ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号の要件に該当する者をいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、旧基準非木造住宅について耐震診断者が実施する耐震診断とする。

（補助対象建築物）

第4条 補助金の交付対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、旧基準非木造住宅のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 建築基準法第6条第1項に規定する確認済証（以下「確認済証」という。）及び同法第7条第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受けていること。ただし、同法の施行の際現に存する建築物であつて、同法の基準に違反しないもの及び市長が認めるものは、この限りでない。
- (3) 補助金のほか、公的機関から耐震診断に関する同種の補助を受けていないこと。
- (4) 区分所有の共同住宅の場合にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人（以下「管理組合」という。）において耐震改修に係る合意形成が図られたものであること。

と。

- (5) 所有者と居住者が異なる場合にあつては、耐震改修について所有権等の補助対象建築物に係る権利を有する者全員の同意を得たものであること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者、所有する者と同等の権利を有する者として市長が認める者又は管理する者（区分所有の共同住宅の場合にあつては、管理組合）であること。
- (2) 第8条の申請をする者（管理組合の場合にあつては、補助対象建築物を所有する者全員）について、犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税（以下「市税」という。）の未納がないこと。
- (3) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(事前相談)

第7条 マンションに係る耐震診断について補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を行う前に、事前相談書（様式第1）に補助対象建築物に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (2) 確認済証及び検査済証の写し又はこれに代わる書類

2 市長は、前項の相談があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付要件に適合すると認めるときは、その旨を当該相談をした者

に回答するものとする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金の交付を受けようとする日の属する年度の11月末日まで（前条第1項の相談をした場合にあっては、同条第2項の回答を受けた後に限る。）に、補助金交付申請書（様式第2）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に係る見積書の写し（耐震診断者の記名及び押印があるものに限る。）
- (2) 代理人が申請を行う場合にあっては、当該代理人に手続を委任することを証する書類
- (3) 補助対象建築物に係る登記事項証明書又は家屋の資産証明書
- (4) 申請者が管理組合の場合にあっては、管理組合の規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの並びに補助対象建築物に係る所有者の一覧
- (5) 補助対象建築物の外観を明らかにする写真
- (6) 補助対象建築物（マンションを除く。）の位置図、配置図、平面図及び立面図
- (7) 補助対象建築物（マンションを除く。）の確認済証及び検査済証の写し又はこれに代わる書類
- (8) 耐震診断契約書（案）
- (9) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定等)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、同項の決定に条件を付することができる。

3 申請者は、第1項の通知を受けた後において補助事業に着手するものとする。

(着手届)

第10条 前条第1項の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助事業に着手したときは、着手届(様式第4)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 契約書の写し
- (2) 耐震診断者及び管理組合の担当者の連絡先を明らかにする書類

2 前項の届出は、前条第1項の通知の日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(地位の承継)

第11条 交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人(以下「承継人」という。)が第9条第1項の交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承認を受けてその地位を承継することができる。

2 交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、承継人が第9条第1項の交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長の承諾を受けてその地位を承継することができる。

3 交付決定者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(申請内容の変更)

第12条 申請者は、第8条の申請の内容を変更しようとするときは、内容を変更した補助事業に着手する前に補助金変更申請書(様式第5)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更がない場合には、変更届(様式第6)に補助事業の変更内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助金の交付対象となる経費の見積書の写し
- (2) 変更契約書の写し

(3) 変更図面等変更内容がわかる書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更決定通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第13条 交付決定者は、補助事業の中止をしようとするときは、廃止・中止届（様式第8）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第14条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は第9条第1項の交付決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、交付決定者が管理組合の場合において、補助対象建築物の所有者のうち第5号に掲げる書類を提出することが困難であると市長が認める者があるときは、当該者に係る当該書類の提出を要しない。

(1) 耐震診断結果報告概要書（様式第10）

(2) 耐震診断結果報告書

(3) 第三者による耐震改修計画に関する評価、判定等に係る通知書の写し

(4) 請求書又は領収書の写し

(5) 市税の未納がないことを証する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第15条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付確定通知書（様式第11）により交付決定者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第16条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（様式第12）により、補助金の交付を請求しなけれ

ばならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により第9条第1項の交付決定を受けたとき。
- (2) 第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (4) 第5条第3号に掲げる者であることが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日等)

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日までに完了する耐震診断について適用する。
- 3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



別表（第6条関係）

区分	補助対象経費	補助金の額
一戸建て住宅	補助事業に要する経費	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、補助対象建築物1戸につき100,000円を限度とする。
一戸建て住宅以外の住宅	補助事業に要する経費。ただし、社会資本整備総合交付金交付要綱について（平成22年3月26日付け国官会第2317号国土交通事務次官通知）附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①第1項第3号に定める一戸建て住宅以外の住宅に係る限度額を限度とする。	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（第14条ただし書の規定により同条第5号に掲げる書類を提出しなかった者があるときは、補助対象建築物の所有者のうち、当該提出しなかった者が占める割合をさらに乗じて得た額）。ただし、当該書類を提出した者の数に50,000円を乗じて得た額を限度とする。

備考 この表の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。